

大熊町長 様

申請内容と異なる行動や物品
の搬出等が判明した場合、罰則
が適用される場合があります
ので、ご注意ください。

申請者 登録No. A 9 9 9 9法人・組織名 福島自動車株式会社

代表者氏名

連絡先 担当者氏名

〒番号 / 住所

TEL / FAX

代表者氏名以下は、新フォー
ム移行後最初の申請時、及び
変更があった場合のみ、記入
してください。

帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書

私は、自らの責任において、帰還困難区域への一時立入りをしたいので、下記のとおり申請します。また、「帰還困難区域への公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ（注意事項）」を確認した上で立入りをを行います。

記

① 立入希望日 令和 2 年 9 月 1 日（火）～ 令和 2 年 12 月 28 日（月）

② 立入場所（住所・施設名等）

大熊町大字下野上字大野 6 3 4

③ 一時立入りをする目的

事業の再開に伴い、契約書類や工具の搬出を行う。④ 利用ゲート ※必要最低限のゲートのみ記載してください。大熊町が認めたゲート以外通過できません。

利用ゲート	通過時間	滞在時間
三角屋交差点東側ゲート	10:00 頃 15:00 頃	5 時間

※帰還困難区域への立入時間は9時から16時までとなります。

※地点名は各有人管理バリエードを記載ください。（例）三角屋交差点西側ゲート、秋葉台ゲート 等

⑤ スクリーニング ★冬期（12月1日～3月31日）の受付時間は 9:00～17:00 までとなります。

	箇所名	所在地	受付時間	時間
☐	津島スクリーニング場	浪江町大字下津島字松木山 22-1	9:00～18:00	時 分頃
☐	加倉スクリーン場	浪江町大字加倉字加倉前 20-1	9:00～18:00	時 分頃
☐	長塚越田スクリーニング場	双葉町大字長塚越田 1-38	9:00～18:00	時 分頃
☐	新夜ノ森スクリーニング	富岡町大字本岡字新夜ノ森 587-1	9:00～18:00	時 分頃
☒	大熊スクリーニング場	大熊町大字熊字新町 54-1	9:00～18:00	15時00分頃
☐	自社対応（GMサーベイメータ等を所持し、自己で計測できる場合のみ）			

※帰還困難区域から退出する際は、必ずスクリーニングを実施してください。

⑥ 立入者

※注意事項「6. 同意事項」を確認の上、同意事項確認欄にチェックし、身分証明証に記載された字体で氏名を記入してくだ

大熊町記入欄	大熊町確認 ☐ 同意 ☐ 不同意	日付：令和 年 月 日
		大熊町 第 号

さい。漢字の書き間違い、読めない字等がありますと立入できません。
(立入者全員について記載してください。欄が不足する際は適宜追加、または別紙にて記載してください。)

	法人・組織名	氏名	緊急連絡先(携帯番号)	同意事項確認
1	福島自動車株式会社	福島 太郎	090-1111-1111	■
2	福島自動車株式会社	大熊 花子	090-0000-0000	■
3				☐
4				
5				
6				

○立入りに必要な人のみ、記載してください。
○注意事項 6. 同意事項を確認の上、確認欄にチェックを入れてください。
○必ず二人以上で立入りしてください。

⑦立入車両

※記載車両以外はゲートを通することができません。(欄が不足する際は適宜追加してください。)

	例：トヨタ ハリアー	黒	いわき	300	む	34-56
1						
2						
3						

○記載されていない車両は、立入りできません。
○レンタカー等で立入りする場合は、ナンバーが判明するまで通行証の発行はできません。

⑧搬出予定物品、⑨搬出予定車両

※食べ物、生き物、業務に関係の無いもの、左記以外のものでもスクリーニングの結果1万3千c.p.mを超えたものは持ち出せません。(欄が不足する際は適宜追加してください。)

搬出物品の種類・車両名等	数量	車両ナンバー・備考
契約書類	5 箱	
工具 (ドライバー)	2 箱	

○搬出物品および数量は、具体的に記載してください。

⑩放射線管理

※「その他」にチェックする場合は、具体的な確保方法を記載してください。

GMサーベイメータ ※搬出物品が無い場合はGMサーベイメータの携行は必要ありません。	☐ 津島スクリーニング場 ☐ 加倉スクリー ☐ 新夜ノ森スクリーニング場 ☒ 大熊スク ☐ その他 (	○搬出物がある場合は、GM サーベ メータの携行が必須です。
線量計 ※帰還困難区域への立入の 際は必ず線量計をお持ちく ださい。	☐ 津島スクリーニング場 ☐ 加倉スクリーニング場 ☐ 長塚越田スクリーニング場 ☐ 新夜ノ森スクリーニング場 ☒ 大熊ハ ☐ その他 (	○線量計は、必ず携行してください

⑪受取方法

郵 送	☒ 住所と同じ ☐ 郵送先 別 〒： 住所：	○記載がない場合は、窓口受取になりま す。
窓口受取	☐ 本庁舎	

※窓口受取は平日のみの対応となります。

※一時立入終了後、速やかに報告書を提出してください。
なお、立入をしなかった場合も、報告書の提出をお願いします。